

介護保険一部負担(加算項目)1割負担・保険外費用

介護保険一部負担(加算項目)	初期加算	入所日より30日間を加算期間とする。	30
	短期集中リハビリテーション加算	入所日から3カ月以内の方が、1週間に3回以上リハビリを行なった場合。(1日につき)	240
	認知症短期集中リハビリテーション加算	入所日から3カ月以内の方が、1週間に3回以上リハビリを行なった場合。(1日につき)	240
	療養食加算	医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合。(1食につき)	6
	経口移行加算	経管栄養から経口栄養に移行するためのリハビリを行った場合(1日につき)	28
	経口維持加算(Ⅰ)	著しい摂食障害により誤嚥が認められる場合。	400
	経口維持加算(Ⅱ)	経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合で歯科医師等が関わった場合	100
	所定疾患施設療養費(Ⅰ)(Ⅱ)	肺炎・尿路感染症・带状疱疹について当施設で治療を行い、入所者	239または480
		へ対しての治療状況について公表している場合(1日につき10日を限度)	
	入所前後訪問指導加算(Ⅰ)(Ⅱ)	入所予定日30日前又は7日以内に退所後生活する居宅を訪問し、	450または480
		施設サービス計画の策定及び診療方針を決定した場合(1回を限度とする)	
	地域連携診療計画情報提供加算	医療機関を退院した入所者に対して、医療機関が作成した診療計画に	300
		基づき入所者の治療を行なった場合。(1回を限度とする)	
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症の行動・心理症状により、緊急に施設サービスが必要であると	200
		医師が判断し、施設サービスを提供した場合(入所日より7日間)	
	口腔衛生管理加算	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し	90
		口腔ケアを月2回以上行った場合。(1月につき)	
	外泊時費用	入所者が居宅に外泊した場合(月6日まで1日につき)	362
	在宅サービスを利用した時の費用	入所者が居宅に外泊した際に在宅サービスを利用した場合(1日につき)	800
	かかりつけ医連携薬剤調整加算	入所前に6種類以上服薬している利用者へ対して、入所後減薬を行った場合(1日につき)	125
	排泄支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	排泄に介助が必要な利用者へ対して、原因の分析、支援計画の作成、支援を行った場合	(Ⅰ)10 (Ⅱ)15 (Ⅲ)20
		また厚生労働省へ情報の提出をし、フィードバックを受けて情報の活用を行った場合(1月につき)	
	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)(Ⅱ)	入所者の褥瘡についての評価を行い、褥瘡発生リスクの高い入所者に対しては他職種協働による	(Ⅰ)3 (Ⅱ)13
褥瘡ケア計画を作成し計画に基づき褥瘡管理を実施した場合。(1月につき)			
安全対策体制加算	外部研修を受けた担当者が配置され、施設内で安全対策部門が設置されている(入所時1回)	20	
科学的介護推進加算(Ⅰ)(Ⅱ)	入所者の状態についての基本情報を厚生労働省へ提出している事。	(Ⅰ)40 (Ⅱ)60	
	必要に応じて、計画を見直す等、サービスに必要な情報を活用している事。		
再入所時栄養連携加算	入所者が入院し、入所時とは大きく異なる栄養管理が必要な場合(経管栄養や嚥下食の導入が必要な場合)において	400	
	介護老人保健施設の管理栄養士が医療機関での栄養食事指導に同席し再入所時の栄養計画を作成した場合		
自立支援促進加算	医師が自立支援の為に必要な評価を行い、計画を策定した場合。(1月につき)	300	
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	リハビリテーション計画書を作成し、内容について厚生労働省へ提出している事。	33	
在宅復帰在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	入所者の在宅復帰、在宅支援について一定の評価が行われた場合(1日につき)	34	
介護保険外負担	クリーニング代	希望者のみ私物衣類等1点につき	57~423
	理美容代		1500~4000
	家電製品使用代	1台1日につき	50
	その他実費分	各種行事、園内活動等で要する費用を実費徴収する場合あり。	実費金額